

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年2月3日	
【会社名】	株式会社シグマクス	
【英訳名】	SIGMAXYZ Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富村 隆一	
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
【電話番号】	03(6430)3400(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 田端 信也	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
【電話番号】	03(6430)3400(代表)	
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 田端 信也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	197,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の常務執行役員と株主の皆様との価値共有を進め、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2019年6月26日開催の当社取締役会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、2020年2月3日開催の当社取締役会決議及び同日付けの当社代表取締役社長の決定により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、当社第12期事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の常務執行役員9名（以下、「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

2020年3月2日～2060年3月1日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

譲渡制限付株式の無償取得

- (1) 本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該各号に掲げる時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得します。
- () 割当対象者が死亡した場合で割当対象者に配偶者、子（割当対象者の養子を含みます。）、父母及び兄弟姉妹（以下、「相続人」といいます。）がいない場合
割当対象者が死亡した時点
 - () 割当対象者が当社の執行役員の地位から退任した場合（ただし、(a)退任と同時に当社の執行役員の地位に再任する場合、(b)任期満了又は定年その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員の地位から退任した場合、及び(c)死亡により退任した場合を除きます。)
割当対象者が退任した時点
 - () 当社の第12期（2019年4月1日～2020年3月31日）の連結経常利益が15億円未満の場合（なお、当社が第12期（2019年4月1日～2020年3月31日）中に引当金を取り崩した結果として第12期（2019年4月1日～2020年3月31日）の連結経常利益が15億円以上となった場合でも、第12期（2019年4月1日～2020年3月31日）の連結経常利益が15億円未満の場合として取り扱います。)
第12期（2019年4月1日～2020年3月31日）に係る有価証券報告書の提出時点
- (2) 割当対象者が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該割当対象者に対して本割当株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得します。
- () 割当対象者において、当社及び当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を総称して「当社グループ」といいます。）のいずれかの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社取締役会が認めた場合
 - () 割当対象者において、法令、当社グループのいずれかの内部規程又は譲渡制限付株式割当契約の重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合、その他本割当株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定した場合
- (3) 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得します。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者において、本譲渡制限期間(ただし、本譲渡制限期間中に、割当対象者が当社の執行役員の地位から任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、処分株式と引換えにする財産の給付期日から当該退任までの期間とします。)中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、割当対象者が当社の執行役員の地位から任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は、当該退任が第12期(2019年4月1日~2020年3月31日)に係る有価証券報告書の提出よりも前であれば当該有価証券報告書の提出時点の直後の時点、当該退任が当該有価証券報告書の提出時点以降であれば当該退任の直後の時点)をもって、当該時点において当該割当対象者(ただし、当該割当対象者が死亡により退任した場合は、前記(1)()に定める割当対象者の相続人)が保有する本割当株式の全部についての本譲渡制限を解除します。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる議案が当社の株主総会(ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、次の各号に定める日(以下、「組織再編等効力発生日」といいます。))が本譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限ります。)であって、かつ、割当対象者が当該組織再編等に伴い当社の執行役員の地位から退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約

合併の効力発生日

(2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。)

会社分割の効力発生日

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

株式交換又は株式移転の効力発生日

(4) 株式併合(当該株式併合により割当対象者の有する当該譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。)

株式併合の効力発生日

(5) 当社の普通株式に会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部取得

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

(6) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。)

会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	100,000株	197,500,000	
一般募集			
計（総発行株式）	100,000株	197,500,000	

- （注）1．第1【募集要項】1【新規発行株式】（注）1．「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の常務執行役員に割り当てる方法によります。
- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社第12期事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として当社の常務執行役員に対して支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の常務執行役員：9名	100,000株	197,500,000円	1事業年度分 （第12期事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日））

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,975		100株	2020年2月28日		2020年3月2日

- （注）1．第1【募集要項】1【新規発行株式】（注）1．「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の常務執行役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4．本自己株式処分は、本制度に基づく当社第12期事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として当社の常務執行役員に対して支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社シグマックス 本社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地

- （注） 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	700,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第11期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第12期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第12期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月7日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第12期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月3日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年2月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2019年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年2月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を2019年12月19日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年12月25日関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を2019年12月25日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの訂正報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年2月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2020年2月3日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社シグマクス 本店
(東京都港区虎ノ門四丁目1番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。